

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和8年2月13日 午後1時25分 開 会

出席委員

委員長	櫻井健一
副委員長	井出有史
委員	佐藤文雄
委員	久松公生
委員	服部栄一

欠席委員

委員	櫻井繁行
委員	小倉博

委員外議員

なし

出席説明者

市民部長	岩井雄一郎
保健福祉部長	羽成英明
教育部長	仲澤勤
市民課長	小池陽子
環境防災課長	服部光浩
地域コミュニティ課長	松延克彦
社会福祉課長	君崎高弘
子育て支援課長	越渡貴之
国保年金課長	豊崎良憲
学校教育課長	斎藤隆男
生涯学習課長	山口由晃
社会福祉課副参事	猪俣光子
生涯学習課副参事	山口浩史

出席書記名

議会総務課主幹	川原場智
---------	------

議 事 日 程

令和8年2月13日（金曜日）午後1時25分 開 会

1. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問・答申について
- (2) 図書館本館休館に伴う臨時窓口開設について
- (3) 体育施設の安全対策について
- (4) 歴史博物館劣化調査について
- (5) 志士庫コミュニティステーションにおける銅線窃盗事件の発生について
- (6) 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事の進捗について
- (7) 霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画（案）について
- (8) 石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に関する進捗状況について
- (9) やまゆり館の開館日変更に伴う今後の運営体制について
- (10) かすみがうら市特定乳児等通園支援事業について
- (11) 令和8年度子ども・子育て支援金の国民健康保険税について
- (12) かすみがうら市空家等対策協議会委員の推薦について
- (13) かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員の推薦について
- (14) かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員の推薦について
- (15) かすみがうら市健康増進計画策定委員会委員の推薦について
- (16) その他

3. 閉 会

開 会 午後1時25分

○櫻井健一委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問・答申についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（仲澤 勤君）

本日はお忙しい中、文教厚生委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

教育委員会所管の案件については、本日事件案件の1番から4番を教育委員会で説明をさせていただきます。

初めに、（1）番、かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模に係る諮問・答申について、学校

教育課、斎藤課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、説明させていただきます。

教育委員会におきましては、市学区審議会へ学校の適正規模・適正配置に係る諮問を行い、答申をいただきましたので、その内容について説明させていただきます。

教育委員会では学校の適正規模化を図るため、学校統廃合等により適正規模の維持を図ってまいりましたが、少子化がさらに進行し、現状の学校においても適正規模の維持が困難なことが想定されます。これに伴い、本市における小中義務教育学校の新たな適正規模のあり方、将来を見据えた適正規模化の検討を要する学校の整理、その適正規模化を行うに当たり配慮を要する事項などについて学区審議会へタブレットに表示の資料のとおり諮問を行いました。

諮問については、大きく3点について行っております。

1点目としましては、市立小中義務教育学校の新たな適正規模のあり方について、2点目は、適正規模化の検討を要する学校の整理、3点目は、適正規模化を行うにあたり配慮する事項としております。

この諮問に対しまして、学区審議会内でご協議をいただきまして、タブレットの表示の資料のとおり答申書をいただきました。

答申の概要でございますが、1点目の小中義務教育学校の新たな適正機能のあり方については、これまでも適正規模化の基準としておりました小学校は1学年当たり2学級以上、全体で12学級以上となるよう配慮する。中学校は1学年当たり3学級以上、全体で9学級以上となるよう配慮するとした既存の基準は残しつつ、適正規模として維持が困難な場合であっても、児童生徒の登下校やPTA活動の保護者負担、地域の拠点としての学校の役割のほか、地域性に配慮した学校の配置とされたいとされております。

2点目の適正規模化の検討を要する学校については、3通りの区分に整備されております。

まず、適正規模化の検討を要することが望ましいとする学校として霞ヶ浦南小、霞ヶ浦北小としており、その理由として両校とも適正規模を下回っており、将来的にも児童数が減少しまして適正規模の維持が困難であり、両校は霞ヶ浦中学校内に位置しており、小中の連続した学び、継続性に配慮することができるとしております。

次に、適正規模の検討を要するが、当面の間現状を維持することが望ましいとする学校としまして霞ヶ浦中学校、千代田義務教育学校としております。その理由として、霞ヶ浦中学校は適正規模基準を下回っており、将来的にも適正規模化を下回りますが、学区内の小学校の配置など地域性や小中の連続した学びや児童生徒並びに保護者の負担などを考慮すると当面の間、現状を維持することが望ましい。千代田義務教育学校においても適正規模基準を下回るが、小中一貫校として開校したものであり、小規模特認校として特色ある教育の実践が図られ、小学校、中学校の連続した学びが施設一体となって図られており、統合後間もないことなどが挙げられております。

次に、現状では適正規模化の検討を要しない学校として下稲吉小学校、下稲吉東小学校、下稲吉中学校としております。その理由として、各学校においては、現状及び将来推計においてもおおむね適正規模が維持継続されることから整理されておりますが、少子化の影響により児童生徒数の減少が見込まれることから、人口動態や社会情勢を鑑みながら、引き続き、検討を進められたいとしております。

最後に、適正規模を行うに当たり配慮を要する事項として、児童生徒並びに保護者の不安等の払拭、

地域住民の意見の尊重、十分な協議、スクールバス等安全な通学手段の確保、教育環境の一層の充実、学習活動の円滑な移行、地域性の配慮、小中一貫教育の推進、学校の適正規模化により広がる学区への配慮として学校区の整理への配慮が挙げられております。

諮問・答申の内容については以上となりますが、今後、教育委員会といたしましては、学校適正規模化に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。まず、答申内容を踏まえまして、適正規模化計画を策定をしまして、次に、保護者をはじめとする地域への説明を行ってまいります。その上でおおむねのご理解をいただいた上で、学校統合準備委員会などの組織を発足させまして、学校統合などを進めてまいります。

なお、議員の皆様にも適時ご説明はさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明については以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

私のほうは統合には反対するという立場でこれまで取組もやってきたんですが、もともとこの霞ヶ浦地区の統合はいつやったっけかな。何年たったかしら、その辺。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

霞ヶ浦中学校について、南中・北中統合したことですか。

○佐藤文雄委員

小学校ね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まず、小学校ですが、霞ヶ浦南小、霞ヶ浦北小と平成28年統合です。霞ヶ浦中学校は平成26年に統合をしております。経過としましては、おおむね霞ヶ浦中学校は12年目ぐらいですかね。小学校は両小学校とも10年目ぐらいになると思います。

以上です。

○佐藤文雄委員

小学校のほうについてもまだまだ統合しなくてもいいんじゃないかという声もあったんですよ。一旦否決をされて統合はならなかったんだけど、その後、署名活動があつてそれで逆転で議会が認めたという形になってきているんですよ。ここに、小学校はクラス替えが可能な1学年の学級数2学級以上、全体で12学級以上となるように配慮をすると。これは、文科省が指導している中身なんじゃないかなと思うんだけど、いかがですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

すみません、詳しい年時はすみませんちょっと記憶していないんですが、国でも県でもおおむねこの数字、2学級以上というのが望ましいというような形では指針等が出ているところです。

○佐藤文雄委員

それが縛りになって2学級以上というような形になってしまって、これが統合のいわゆる大きな推進をするきっかけになっているんだよね。地域に学校がないというのは、ますますその地域を疲弊させる。だから、実態的にはあの平成28年に無理やり小学校を統合して、その後も、このたかが10年だよ、10年でどんどん少子化を助長させたと。結果的に霞ヶ浦地区はとうとう過疎地域に指定されてしまったんだ

よね。この二の舞、この同じようなことをやるのかと。そこまでの議論がされているのかという、それが非常に疑問なんですよ。

あわせて、財政の問題も、前に私も統合のときにやったけれども、教員が減ったりいろんな地方交付税が減ったり、決してプラスにはならない。そういう財政面の問題についてもどこまで議論しているか、これが全く欠けているんじゃないかなというふうに思うんだけど、財政面の問題についてはどういうふうに説明しましたか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

申し訳ございません。学区審議会のところでは財政面のところについては触れてはおりません。

○佐藤文雄委員

だから、それはやるべきなんだよね。答申したって十分に分からない人たちが多いわけでしょう。過去のことについても分からないわけですよ、10年前。私ちょうどこれを強行したと思っているんだけど、前の宮嶋光昭市長のときなんだよね。あのときもこの学校統合の問題についてシンポジウムをやったんですよ。なかなか数はシンポジウムに参加する人は少なかったけれども、宮嶋市長も当時参加していただいたけれどもね。そういうこともあって小学校の統合というのは一旦否決されたんだけど、そういう経過があるんですよね。だから、まだまだ住民が知らないうちにこの統合がされると。今度はまた同じように統合しちゃうという方向で決めているわけでしょう。南小学校に移動するのかな、今度は南と北でしょう、今。北小学校を南小学校にする。ものすごいお金かけたんだよね、北小学校を改造するのに。10年だよ、あれどうするのか、学校の跡地。まだどこかに借りること、民間委託という話になっちゃうわけか。あれだけの工事をやったと思うんだけど、その工事金額分かりますか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

すみません、今現在数字のほう持ち合わせておりません。

○佐藤文雄委員

だから、そういう財政的なこととか経過措置も含めてこれ十分な審議をされていないような気がするんだよね。そういう財政面の問題とかこの中で審議されていますか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

先ほど申し上げたように、財政とか予算的な絡みについては今回の学区審議会にはお話ししておりませんので、審議会の中では財政面的な協議はしておりません。

○佐藤文雄委員

だから、そういう意味で全体のこのまちづくりの問題も考えていかないと、学校が少なくなったらそのままなくなっちゃうということ自体がおかしいんだよね。これ長くなっちゃうけれども、旧上佐谷小学校なんかはものすごく少なくて複式学級にもなったけれども、そこで山内庄兵衛議員という議員さんが、やっぱり自分のこの地域に学校がなくなっちゃいけないということで、ものすごい執念であの旧上佐谷小学校を維持したんだよね。彼がいなくなっちゃったので簡単に義務教育学校になってしまったという経過が私はある、私は義務教育学校はつくるべきじゃないという立場でやったわけだけれども。そういう地域に学校がないということ自体が、まちづくりとしては極めて大きな欠陥のあるまちづくりになると。特に旧霞ヶ浦町なんかは公民館を核にするとか、学校も含めてやるとかという形でコミュニティがなくなったけれども、コミュニティがなくなっちゃっているよね。そこにまた少子化に拍車をかけるというふうな形になっている。

私はそういう意味での学区審議会のあり方とその審議の中身をもっともっと濃くする。文科省の言いなりになっちゃっているわけだよね。今度は学校を統合すれば、またスクールバスを大きく運営するわ

けでしょう。スクールバスについてはまた5年間今度また同じように統合だから5年間は国から来るわけでしょう、恐らく。それがメリットかもしれないけれどもね。だから、やっぱり10年で、これどこでもそうだと思うんだよ、もうそういう今の日本の少子化から考えたら。どこの地域でもいわゆる農村部と言われているところはどんどん小さくなってくると思うんだよね。小さくたって1学級でやっているところはいっぱいあるでしょうよ。だから、何でもこういうふうに簡単に議論がされないでいってしまうのかなというのが非常に私は残念なんだよね。

だから、この答申の方向ということになると、今言ったように統合ありきで進めるということになるんですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今回の答申の特徴的なところとしまして、答申の中で1点目の中でも先ほど来お話があるような何人学級以上、何学級以上という適正な基準的なものは維持しつつなんですが、ただ、適正規模として維持が困難であっても児童生徒の登下校の負担とか、PTAの活動の保護者負担、地域の拠点としての学校の役割のほう地域性を配慮した学校の配置とされたいというプラスアルファのところは回答としてはあります。この答申の中でもその3段階あった中で霞ヶ浦中学校とか千代田義務とかというのは今現時点でも適正規模化は下回っているんですが、そこは当面残すような方向性の答申でもございます。そういったところのご意見なんかも地域性なんかも配慮した統合としたいということで、必ずしも全部下回ったから統合ということだけじゃなくてそういったところも配慮してくださいねという答申になっていますので、全部が全部最終的には少人数になってしまったから統合ということではなくて、統合は一部進めるけれども、現状残す学校も地域性を配慮しながら置いておいてくださいねというのが答申の趣旨というふうになっているということでございます。

○佐藤文雄委員

だから、苦し紛れなんだよ、それは。地域性を打ち出さなければ、本来はだから地域性を打ち出すべきなんです。だから、答申の2学級以上だとかという切磋琢磨だとかという文科省の言いなりの方向を出して行ってどんどんやっていったわけだ。そうしたらもう少子化進んじゃってさ、もう学校そのものが存続がなくなっちゃうわけだよ、2学級なんかないから。そうしたら、今度は地域性になるわけだ。そこを維持するしかない。だから同じなんだよ。だから南小学校であれ北小学校であれ地域性を考えたら統合しなくたっていいんだよ。地域性を考えてやっぱり子育て、まちづくりをどうするか、その地域のまちづくりをどうするか、それを考えなきゃいけない。

今、12学級以上というのは困難だって、どこでも困難になっているんだよ。こういう現状があるわけだから、安易に統合を進めるべきじゃない。進めているんだよね、執行部のほうで。答申といえども進めるような形になっているんじゃないですか、どうですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

まだこの答申にある时期的なものはちょっとお示し等はこれから計画でやっていくんですけれども、今後のちょっと推移をご紹介させていただきたいと思います。今現在、出生している子ども、令和6年に出生したお子さんの人数とかを踏まえまして将来推計をしてみました。その中で、例えばなんですけど、霞ヶ浦北小学校は令和7年時点で176人というお子さんの数が令和13年には76人ということで半減以上してしまうと。そのほかの学校についても現状から考えますと学校に在籍する児童数が3割減してしまうということで、その地域格差はあるんですが、東小学校なんかでも3割ぐらい減ってしまうという現状がございます。こういったやはり少人数化することによって、違うと申し上げられるかもしれませんが、やはりある程度切磋琢磨できるような環境というか一定数の経験であったりとかそう

いったものを確保していく上ではある程度の人数は確保したいというのが教育委員会としての立場ではございます。その上で、統合という手法により児童数を確保して教育環境のより充実というところを図っていきたいという考えでございます。

○佐藤文雄委員

長くなっちゃうんだけど、だからもう少子化はもう進んでいるんだよ、もう極端に。こういう子どもを育てにくいような環境をつくって、また地域まで学校までやってしまっているという現状、これ当然なってくるんだよね。だから、本来であれば30人学級なんていう話じゃなくて、25人学級とかそういうふうにきめ細かな、先生にも非常に働きやすい環境、子どもたちの学ぶ環境、そういう環境を、切磋琢磨なんていういい加減な言葉じゃなくて、ちゃんとした教育がきめ細かくやることができる、このほうが最もいいと思うんだよね。そういう財政面も含めながら、やっぱり少人数学級にしていく。それでも維持管理していく。そういうお金は本当に足らなければ出していくというふうにして、本来であれば国がそういうふうな25人学級とか、そういう形にもっていくというそういうのも一つの方法だと思うんだよね。

どうしても縛られた形で進めていって少子化になる。で、学校の統合だと。今度統合したけれども、今度はこれ以上統合するともものすごい移動になっちゃう。だから地域性となったんでしょう。もともと地域性が必要なんです。そういうところがやっぱり必要だなというふうに思います。これ以上言っても、あとのほかの人の意見を聞いてもらっていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

回答は大丈夫ですか、今の。

○佐藤文雄委員

まあ、いいです。同じ回答になってくる、回答したければいいですけど。

○櫻井健一委員長

こういうことを望んで二クラスっていったところも踏まえてお答えいただけるといいと思いますので、お願いします。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

やはり以前の統合のときもほぼ状況は同じなんです、やはり一クラスで同じ塊で学校生活6年間なり、中学校までいくと9年間となる、固定化、その同じ環境で過ごしてしまうと人間の関係が固定化されてしまう。要するに、例えばかけっこが速い子はもうずっとあの子が足が速い子で、勉強できるのはこの子だよ、順位性をつけてしまいかさそういったところなんかを、先ほどお言葉にも出てきましたように切磋琢磨するとか、あとは、やはり今いろんな深刻ないじめであったりとか子ども同士の人間関係が悪くなったりとか、そういったところを二クラスあることによってクラス替えができるということで多少その緩和措置を取れるとか、そういった期間が取れるとか、かなりそういったところのメリットはあるかと思えます。

佐藤委員おっしゃるように、少人数は少人数なりのメリットというのは非常にあると思います。それはどちらもメリット、デメリットがそれぞれにありまして、より子どもたちにとってより環境がいいと考えているのがいずれにしても二クラス以上あったほうがよりよいんじゃないかと。勉強のどうのこの当然あるんですが、やはり人間関係であったりとかそういったところに配慮していく上では複数学級あったほうがよろしいのではというのが優位性を取っているというふうに、教育委員会としては取っているというところがございますので、一応諮問としてご意見を伺って、こう考えているんですがどうですかというところに対してこういうふうな答申をいただきながら、地域との合意形成を、今後計画つく

りましたら地域にもちょっと説明の位置を設けさせていただきまして合意形成を図ってまいりたいというところがございますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見等ございますか。

○久松公生委員

先ほど課長の説明でちょっと教えてほしいんですけども、北小が176名だったと思うんですが、それは今現在の全校生徒ということでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

令和7年5月1日時点の1年生から6年生全校生徒数となります。

○久松公生委員

答申があつてこれから計画という話ですけども、教育委員会としてはいつぐらいをめどにできればこの答申のように統廃合したい、令和何年度を見込んでとかそういったのはまだ全然今の時点では分からないのでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

計画でこれから詰め込んで設定はしていくんですけども、今見込んでいるのは令和10年の4月かなということがいろんな段取りを踏まえる中で最短ではないかなというふうに考えております。

○久松公生委員

たしか先ほど中学校統合ということで霞ヶ浦地区の中学校は平成26年だっけ、に統合したときに、たしかバス、距離が長いからバス通学じゃなくてスクールバスみたいなので現に北小学区からのある程度遠い人たちはたしか霞ヶ浦中学校にバスとかというふうだと記憶しているんですけども、それで今でもそれですよ、ご確認します。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

現時点で霞ヶ浦中学校はスクールバスです。

○久松公生委員

となってくると、北小学校は北小だったけれども中学校になったらバスで行っている人もいるということだと思つるので、そういった意味ではよく説明して、逆に兄弟とかいけば同じ霞ヶ浦中学校と霞ヶ浦南小は近いところの位置に学校が固まってくれば、兄弟とかその保護者等が、スクールバスで登校してもらえば安心安全の面でもいいのかと思いますので、その辺は何か逆にやりやすいのかなというふうな理解をするんですが、これから説明等をやっていくんですが、そういうふうな小学校に関しては全員、予定としてはです、もしなつたときは全員スクールバスというふうになるのでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今現在、南小と北小でも、北小学校はほぼないんですけども、南小でも徒歩のお子さんたちはいます。これは一応2キロメートルを目安に2キロメートル以内は徒歩、それ以上のところについてはバス停を設けて、失礼しました、2キロメートルですね、2キロメートル以上はスクールバスというふうな形になっていますので、全員ということではないんですが、一部徒歩を含みながらバスになると。それで、なおかつ北小学校区については全て遠くなりますので、逆に北小学校区の方はバスというようなことで考えております。

○久松公生委員

全員バスということですね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

そうですね。北小学校区が一番多分近い子でも2キロメートルを越えると思いますので、南小と隣接でも。

○久松公生委員

そうすると、北小はバスで考えているということですがけれども、じゃ、中学校のそのバスの部分と一緒にするのか、その辺はどういうふうな考えでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

中学校は従来と変わりませんので、統合は要するに逆に霞ヶ浦中に統合することじゃなくて霞ヶ浦中はそのまま維持されるので、霞ヶ浦中のスクールバスはこれまでどおりということになります。

○久松公生委員

分かりました。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 1時57分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時59分]

次に、図書館本館休館に伴う臨時窓口開設についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（仲澤 勤君）

事件の2番、図書館本館休館に伴う臨時窓口開設について、生涯学習課、山口課長から説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○生涯学習課長（山口由晃君）

それでは、図書館本館休館に伴う臨時窓口開設について、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事に伴い、図書館本館休館の期間及び休館中のサービス対応についてご説明させていただきます。

まず、1番目として、図書館本館休館の期間につきましては、令和8年4月下旬から令和8年9月下旬まで、工事の進捗等により変更になることもございます。

2番目といたしまして、休館中のサービス対応について、図書館本館内の空調設備等更新工事完了までの期間、一部図書の貸出し・返却や予約の受取りができる臨時窓口を開設いたします。臨時窓口の場所につきましては、3ページのほうをご覧ください。図面のほう載せさせていただいておりますが、まず、臨時窓口につきましては、今旧あじさい館の会議室1・2という大きなところなんですけれども、そちらに臨時窓口と、あと図書館の職員事務所ということで予定しております。廊下の反対側、会議室3・4になりますが、学習室及びコミュニティスペースということで予定をさせていただいております。

1ページに戻りまして、開設日時でございますけれども、令和8年5月上旬から令和8年9月中旬ということで、時間につきましては午前9時から午後5時までということで予定しております。

臨時窓口設置費用などにつきましては記載のとおりでございますが、図書館本館休館が令和8年3月から4月に工事の関係で変更になったため、予算につきましては令和8年度予算のほうに計上を予定し

ております。

4番、臨時窓口でできることということで、図書の貸出し・返却、延長貸出し、新聞・雑誌の閲覧など、また、先ほど説明させていただきましたが、臨時窓口の近くに学習施設及びコミュニティスペースということで提供を予定しております。

5番といたしまして、逆に臨時窓口でできないことということで、図書検索の機器、書籍消毒機の利用につきましては、移動することがちょっと困難なため、そちらはできないということと、また、休館期間中の本館内の開架、棚にある本または閉架書庫の貸出しにつきましては、工事の関係で養生したり中に入ることができませんので、そちらについては貸出し等できないということになります。

また、6番目として、本館休館時サービスの変更がないことにつきましては、図書館千代田分館でのサービス、あと、ブックポスト返却図書の回収、電子図書館の利用、下稲吉コミュニティセンターへの書籍配送サービスなどは継続して実施をさせていただきます。

最後になります。図書館職員事務所につきましては、先ほど説明させていただきましたが、現在の職員事務所が利用できないため、旧あじさい館内の第2会議室の中に事務所を設けて、お客様の問合せ等に対応させていただきます。

説明については以上になります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

霞ヶ浦コミュニティセンター、旧あじさい館のほうで大幅な改築をやりますよといったときに、各ブロックごとにやりますという流れの中の一つだと思うんだけど、そういうことですよ。

○生涯学習課長（山口由晃君）

そのとおりでございます。工事をまずしていないところのほうに移るということで、その期間につきましては臨時窓口ということで対応させていただくということになります。

○佐藤文雄委員

だから、みんな工事やっているなというのは分かっているから、やはりスムーズに図書の閲覧や貸出しができるように最善の努力をしていただければ問題ないかなと。そういうことが恐らく書いてあるんでしょう、なかなか細かいところ分かりませんが、そういうことでやっぱり貸出しや環境を整えてみんながやれるようにしていただければいいんじゃないかなと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございますか。

1点いいですか。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

ちょっと1点確認なんですけど、今書籍の消毒ができなくなるというようなお話がありましたけれども、それによって何か不都合ですとか何か対応策なんていうのは別にあるんでしょうか。

○井出有史副委員長

答弁を求めます。

○生涯学習課長（山口由晃君）

基本的には機器が使えなくても問題ないと考えております。

○井出有史副委員長

続けてお願いします。

○生涯学習課長（山口由晃君）

消毒はしないでそのまま問題ないと考えてください。

○井出有史副委員長

委員長職を戻します。

○櫻井健一委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等がないようですので、本件を終結いたします。

次に、体育施設の安全対策についてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（仲澤 勤君）

（3）番でございます。体育施設の安全対策について、生涯学習課、山口課長からご説明いたします。

○生涯学習課長（山口由晃君）

体育施設の安全対策についてご説明をさせていただきます。

わかぐり運動公園につきましては、以前より隣接するゴルフ練習場からゴルフボールの飛来があり、令和7年9月24日に多目的グラウンド内での歩行中の方にゴルフボールが当たる事故が発生したと報告をさせていただいております。このことから、10月29日に多目的運動広場の約半面及び外周路の一部を閉鎖し、同日付で事業者のほうに施設の改善について通知をしております。その後、11月13日付で事業者よりゴルフ練習場施設改善に対する回答があり、同公園内のゴルフボール飛来防止策としてゴルフ練習場内に3列のカーテンネットを設置し、場外に出るおそれのあるゴルフボールを未然に落とすといった対策と従前からの対応について徹底してまいりますといった内容の回答がありました。以上の提案を受け、事業者がカーテンネット設置工事について12月19日に設置工事が完了したものでございます。その後、年末年始の休業日を除く約1か月間ゴルフボールの飛来状況を確認した結果、同公園のゴルフボール飛来は減少しております。

この結果を踏まえ、令和8年1月27日に市長及び副市長に報告をした際に、市長よりグラウンドには飛来していないが、遊歩道等には引き続きまだ飛来があり、その部分については危険であるとの指摘があったため、多目的グラウンドの封鎖につきましては2月当初に解除するが遊歩道については封鎖を継続するというに現在なっております。なお、こちらにつきましては、2月2日に同公園の一部封鎖解除を行い、併せてホームページの掲載も行い、この内容につきましては議員各位の皆様にご覧で周知したところでございます。

また、2月3日に事業者より市長に対して同公園全体の封鎖解除に向けた協議申入れがありまして、協議の結果、遊歩道内にもともとネットがあったんですけれども、藤棚のところだけネットがなかった状況がありました。藤棚の上部のほうからゴルフボールの飛来が妨げないことから、近日中に藤棚上部に防球ネットを設置することを決定し、2月4日に事業者のほうで藤棚上部のほうに防球ネットを増設というかネット追加の作業を設置しております。

なお、その2月以降のゴルフボールの飛来について申し上げます。グラウンドにつきましては飛来数

につきまして0個になっておりますが、遊歩道の下のほうにつきましては3日及び13日に1個、ネット上に9日に1個ということで、ゴルフボール3個の飛来を確認しております。今後もゴルフボールの飛来について確認作業を継続しつつ、遊歩道の封鎖解除に向けた協議対策を進めていきたいと考えております。

説明については以上になります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

まず一つは、このゴルフボールが当たったという人との確認というか、それについてはどのようになっていますか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

令和7年9月24日にボールが当たった被害者の方につきましては、まず電話でまず状況をお聞きしまして、その後、電話で確認をしておりますが、その後、アポイントを取ってご自宅のほうに伺ったんですけども、4回ともちょっと会えなくて、アポを取ったのにいつ行っても会えなくて、直接は聞き取りを行えていない状況ですが、電話ではやり取りをさせていただいている状況になっております。

○佐藤文雄委員

直接会って話ができなくて事実かどうかその人の言葉でやり取りで確認はしていませんよね。診断書だとか、けがの程度なんかは何か証明みたいなものはあるんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

被害者のほうからは状況の聞き取りということで実施しておりますが、あと事業者のほうにも同じように聞き取りをしまして、そちらのほうで確認をさせていただいてございます。

○佐藤文雄委員

いやだから、その診断書とかそういうけがの程度だとか、そういうものがはっきり分かりやすいのがありますかという質問なんですよ。

○生涯学習課長（山口由晃君）

事業者のほうに聞き取りをしたときに、事業者の方がやり取りした内容、現物についてそちらで見させていただいて確認をさせていただいております。

○佐藤文雄委員

じゃ、けがの程度は分かったんですね、じゃ、その資料は。資料の写しはもらわなかったんですか。けがの程度がどうだったのかというのが一つ大きな問題だったんですが、何か2週間、3週間たってもまだ痕が残っているとか何とかという話もあるんだよね。そういう確認がなかなかできないままだけれども、実際にその診断書、けがの程度、これが分かるのはいわゆる事業者が持っていて山口課長が確認しただけ。その写しはもらえなかったんですか。どのくらいの程度だったかというのは、治療状態が分かるわけでしょう、何日の治療分の中身だったんですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

見させていただいた診断書のほうでは打撲ということで日数は書いてありませんでした。電話で何回か被害者の方とやり取りをさせていただいたときも打撲ということで聞いております。

○佐藤文雄委員

だから、文書では確認できていないということだね。打撲の状況、例えば1日とか何かそういうのな

いのか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

日付のほうは診断書等のほうには書いてありませんでしたので、打撲ということしか拝見しておりません。

○佐藤文雄委員

普通全治何日とかあるよね、普通。まあ、いいです。だから、そういうふうに極めて問題があるということも前提にして、いずれにしても飛来をしたと。遊歩道のほうに何回かはいつているということで、今現在は遊歩道のほうも飛ばないように整備をしたと、整備をするということですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

遊歩道の一部藤棚のところはネットがなかったもので、その部分についてはネットを追加で2月4日に事業者のほうで設置をしております。その後、今現在推移を見ているような状況であります。

○櫻井健一委員長

ネットは設置済みということですね。

○佐藤文雄委員

じゃ、ネットは設置をして、まだその遊歩道のほうにボールが飛び出しているかどうかそれをしばらく確認をして安全だという確認が終わったら解除するということですか。

○生涯学習課長（山口由晃君）

はい、佐藤委員おっしゃるとおりでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等がないようですので、本件を終結いたします。

次に、歴史博物館劣化調査についてを議題といたします。

説明を求めます。

○教育部長（仲澤 勤君）

歴史博物館劣化調査について、生涯学習課、山口館長のほうからご説明いたします。

○櫻井健一委員長

館長は山口浩史君でよろしいでしょうか。

○教育部長（仲澤 勤君）

はい。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

それでは、歴史博物館劣化調査について業務完了しましたので、結果について要点を報告させていただきます。

お配りしております資料の1ページをお願いします。

2、歴史博物館劣化度評価の結果でございます。

各部位別に結果が出ております。まず、本館構造部は早急な対応が必要な劣化は見受けられませんでした。

次に、屋根は破損箇所が多く見られ、一部落下するなど危険な状態で、さらに瓦が詰められているモ

ルタルが剥離している箇所が多く見られ、破片が屋根に残って剥落の可能性があります、早急な補修等の対応が必要であると評価されました。

続いて、外壁は、亀裂、露筋、欠損が複数箇所で見られ、早急な補修等の対応が必要と評価されました。

内部は、内装の複数箇所ですげ材の剥離や破損などが進んでいるが、急を要する劣化ではないと評価されております。

機械設備は、空調設備なんですけれども、既存の空調3機のうち2機が故障しており、不作動な1機で1階を賄い、個別空調で1階事務室、3階展示室を賄っており、1階及び2階の空調設備の早急な更新対応が必要と評価されております。

電気設備につきましては、機能的に問題は見られないということでございます。

続きまして、資料2ページをお願いいたします。

3、各種法令適合の状況でございます。

まず、建築基準法でございますが、適合した建物と判断されております。

次に、消防法でございますが、各設備等の定期点検を実施しておりますので、点検上問題はないと報告されております。

法律に基づく課題としましては、上層階の避難経路が確保されておらず、防災設備の設置が必要とされ、また、避難上通路幅が確保できておらず対策が必要と診断されております。

続きまして、バリアフリー法でございますが、本館は1986年に建築されており、バリアフリー法が施行された2006年以前の建物であり、バリアフリーに関する対応は未対応なため、不適合と判断されております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

4、優先度・対策方針の検討でございます。

優先度の考え方としましては、劣化状態が高いもの、悪いものですね、悪いものから優先して実施しますが、総合的な判断に基づき決定するとし、対策方針としましては、本施設は本市特有の歴史・文化を継承していくために必要な施設で、効果的な活用を図るため、計画的な維持管理を検討し、サービスを継続していくものと考え、さらに急速な老朽化が進行しているため、優先度としましては劣化が著しい屋根瓦の改修、外壁の修繕、空調設備の更新を早急に対応するとされております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

5、改修・更新費用の算定でございます。

今般、優先させる予定の改修等に関する工事積算に関しましては、ライフサイクルコスト算定外と考え、今回工事積算を行いました。各部位別改修費用のほうは表のとおりでございます。

最後に、改修・更新費用として、既存同様の屋根粘土瓦全葺替え、外壁、内外部、その他設備、機械設備、電気設備を施工した場合、総概算工事費2億3759万円の見込みであり、屋根瓦を瓦風金属板金全葺替え、外壁、内外部、その他設備、機械設備、電気設備を施工した場合、総概算工事費が1億7790万円の見込みでございます。なお、各改修、修繕、更新工事を発注するに当たり、別途設計業務の計上が必要となります。

今後は、施設移転も踏まえまして、移転に係る概算費用の算出後、既存施設改修に係る総概算工事費とどちらにするのか比較をしまして、庁内で検討を進めていく予定でございます。

説明については以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

よく分からないんだけど、いろいろ調査した結果の報告なんだけれども、最終的にこれ何、電気設備これも屋根も含めてこれ全部この1億円の概算、それから改修・更新費用として2億3000万円というのはこれどういうことか、これ。ここよく分からない。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

それでは、資料の4ページにつきましてご説明差し上げます。

まず、屋根の部分の本来の粘土瓦で全部葺き替えた場合には、改修費用として屋根の部分だけで1億2100万円から改修工事費が発生しますということになります。各建築部位別に改修費用を計上しまして、この表の一番下に2億3758万6000円からの金額が、こちらはまず屋根の粘土瓦の全葺替え、足場の工事、外壁の修繕、その他の設備でバリアフリー等の外部の部分と内部の部分の改修費、空調設備、電気設備のほうは今間もなく蛍光灯のほうが終わってしまってLEDになりますので、そういう部分での費用も全部含めまして屋根瓦を粘土瓦で、あとはほか全部改修した場合が2億3758万6000円からの改修費が発生するというような積上げの合計となっております。

○佐藤文雄委員

ごめんね、私は勘違いしたよ。これ下が合計じゃないのか、全部ね。これ上の全て改修をした上でこの合計、下に合計書けばよかったのにな、それをほら、別にしているからさ。で、屋根の全部やった場合にこれ計算すると2億3758万6639円、これ全部やった場合というふうになるのか、これ計算したら。そういうふうになるんですか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

瓦の部分ですね、屋根の瓦の部分が一番上の今と同じように粘土瓦で全葺替えをしまして、あとは足場から下を積み上げた金額が2億3700万円からの金額の合計になります。一番この屋根部分で安価な瓦風金属板金を屋根に全葺替えで改修しまして、その下からの足場とか外壁とかを改修・修繕した場合には1億7700万円からの改修費用の合計と。大変見づらい資料で大変申し訳ございません。そういうような積算の表となっております。

○佐藤文雄委員

何か分かりにくい。だから、2億3758万6639円というのは上の屋根瓦のやつ、全瓦の葺替えだと。そうすると、合計だと。その1億7790万3609円というのは、それに対してこの既存の瓦50%再利用して、全瓦替えと足場というのは、何かこれ非常に分かりにくいんだけど、どれが一番いいわけか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

それでは、分かりづらい資料で大変申し訳ありません。私のほうから一番安価である1億7700万円の積み上げを示していきますので、1億7700万円の積み上げは、屋根の部位で瓦風金属板金6211万796円という金額がありますけれども、この金額とそこから下を全部積み上げた金額が1億7700万円の合計金額になります。その2億3700万円の合計金額は、屋根の一番上ですね、粘土瓦全葺替えで1億2179万3000円と足場から下を積み上げた合計金額が2億3700万円からの合計金額になります。

○佐藤文雄委員

真ん中のこの屋根の既存瓦50%再利用というのは出ていないのね、じゃ。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

申し訳ありません。一番高いのと一番低いのをお示したほうが分かりやすいのかなと思ひまして、

参考までに既存瓦50%再利用した場合の瓦の改修費は部位別で計上はさせていただきましたけれども、下の合計額のほうには記載していないような金額になっております。

○佐藤文雄委員

これだから真ん中の既存瓦50%再利用といっても大した金額じゃないような気がするよね。これだから逆にこういうのは入れないほうがいいんじゃないかなと思います。だって50%といたってこれが使えるか使えないか、50%使えるか使えなか判断しなくちゃいけないもんな。だから、そこら辺は確かにちゃんと使えるものがあるんだという前提だと思うんだけど、それはこの調査の中でやったんですか。質問です。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

屋根瓦の専門職に現地とあとは劣化調査の中でドローンを撮影で使っておりますので、そちらの動画と画像を使いまして、この既存瓦50%再利用という部分の金額は算出しているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

いや、違うよ、私が言っているのはその50%再利用は可能なんだということが前提になっているから、今ドローンで調査して見たら半分は使えそうだとしたことなんですか、そこを言っている。そこを調べましたじゃなくて、この50%再利用わざわざ入れたというのは、これは50%使えるということが前提でなければできないはずなんだよ。例えば3割だったかもしれないし7割だったかもしれないし、その調査はやった上で50%は再利用だと、できますよということなら50%再利用でもいいじゃん。そこを言っているんだよ。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

調査の結果50%再利用可能だという判断の下、金額を算出しております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

この4ページの次のページに屋根の金属板金の図があると思うんですね。この上に飛鳥野瓦って書いてあるんですけども、これはこの瓦を使用したときの感じの図として見るということによろしいんですか。

○井出有史副委員長

答弁を求めます。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

櫻井委員長のお見込みのとおりでございまして、今回屋根の粘土瓦1億2100万円と50%再利用した場合の1億1800万円からの屋根の部材としましてはこの飛鳥野瓦を使用して、その3段目の瓦風金属板金を使用した場合にはこの下段の1枚の瓦の形でもう既に幾つかの瓦がくっついているような形での瓦というようなことで積算はしております。

以上です。

○櫻井健一委員長

ということは、上と下ではそのイメージ図としては違うものということと理解しましたが、耐用年数等が変わってくるとかという想定はあるんでしょうか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

資料の3ページの屋根改修の部分で、本瓦ですと耐久性としましては50年以上本瓦で耐久性がありまして、今回の瓦風金属板金の場合は20年から30年の耐用年数というようなことを把握しております。

○櫻井健一委員

その5の改修・更新費用の算定で金属コンクリート造の50年とか目標使用年数60年を想定して言いますが、この瓦の安いほうをチョイスした場合にはこれが半減してしまうというようなことになるということでしょうか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

お答えします。

本市の公共施設マネジメント計画の実行計画の中で、判断としましてはコンクリート造りは耐用年数50年、目標使用年数が60年ということで、本館につきましては昭和62年に開館しておりますのでもう既に39年が開館してから経過しております。そうしますと、目標使用年数の60年を想定した場合に残り21年というところでは、50年もたせるのも当然必要になってくるかとは思いますが、コストを下げて本館を維持していくというところで費用対効果的な部分を見ると、その瓦風金属板金も一つの本館を維持していく中では選択肢の一つであるのかなと判断しましたので、今回算定表の中に取り入れたような形になっております。

○櫻井健一委員長

ということは、屋根が50年も60年ももっても本体のほうがもうもたないということなので、上をそういうものにして耐用年数を同じぐらいにしたほうがよろしいというような考えのチョイスだということでしょうか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

櫻井委員長のお見込みのとおりです。

○櫻井健一委員長

はい、分かりました。

委員長職を戻します。

○佐藤文雄委員

だから、ちゃんとうまく話を詰めていかないと、ようやくと何か本音が出たような気がする、本音。つまり、40年もたっているよと、このお城。そうすると、あと一生懸命になってやっても50年でしょう、あと10年、だから60年だと20年だと。そうすると、瓦を50年の瓦をやったってあんまり変わらないなんてね、しゃれだけでも。そうすると、今の金属板のやつは軽いし安いし半分だし、そうするとこの分の値段を考えたら20年30年だから十分に本体と合わせることができると。だから、金額はその分の金額は幾らだというふうに書いておいたほうが分かるよね。それ書いていないんだよな。それ全部の、これ今言ったこの金属風のやつをやった場合の金額はこうですよというのはこれ書いていないんだけど、幾らなんですか。だから、それを意外と目標にしているみたいに思いますよ、今話を詰めていったら。幾らですか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

金属の屋根瓦にした場合には総合計が1億7700万円からでございます。屋根の部分につきましては6211万円からの金額になっています。

○佐藤文雄委員

ああ、これが金属をまるっきりやった場合は1億7790万3000円ということか、これか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

それで、この外構足場というのは、そうするとこの金属の瓦だったら足場もかなり安くなるんじゃないですかね、そこら辺はどうですかね。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

足場につきましては、屋根を改修する場合、あと外壁を改修する場合に足場を組まないとその改修と補修が不可能になってしまいますので、その屋根の部材を仮に本瓦にした場合、金属にした場合でも足場は本館の周りに全部かけるしかないので、その金額については、多少その工期的な部分での短縮は本瓦と金属瓦で発生するかとは想定するんですけども、そのかける部分については変わりはないと考えております。

○佐藤文雄委員

だから工程が、この本瓦をやる場合の納期だよな、設置、手間だよな、と時間、それから本瓦じゃない金属板のやつの場合の取替えの期間、そういうのも足場というのは同じなんじゃないか、やっぱりそういう期間も入って総合的に一式になっているんじゃないですか。

○生涯学習課副参事（山口浩史君）

今回この足場で1300万円から金額を計上しているのは、6か月、半年を見込んでの金額で積算しております。具体的に最終的にその改修をする場合には、その基本設計、実施設計と発注した中でどれぐらいの工期が必要になってくるのかというのが分かってくると思いますので、今回お示しさせていただいているのは、足場会社に確認すると一般的な6か月というところで現場を見ていただいた中でその工法がまだ不明確な点がありましたので、経験上6か月というところで積算のほうはお願いしたところでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時39分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時44分]

次に、志士庫コミュニティステーションにおける銅線窃盗事件の発生についてを議題といたします。

○市民部長（岩井雄一郎君）

皆さん、お疲れさまでございます。

令和8年2月6日にガルーンで議員の皆様にもお知らせしておりますが、志士庫コミュニティステーションにおけます銅線の窃盗事件の発生につきましてご説明をさせていただきます。

説明のほうは地域コミュニティ課の松延課長のほうから説明します。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、ご説明いたします。

志士庫コミュニティステーションにおける銅線窃盗事件の発生についてでございます。

まず、事件の概要でございますが、令和7年4月に開設した志士庫コミュニティステーションにおいて、令和8年1月30日金曜日の夜間が犯行時間ということが分かりました。夜間に何者かが電柱上のP

A S機器を操作し停電させた上、高圧受変電設備等を損壊、銅線ケーブルを切断し持ち去った。同年2月5日木曜日に土浦警察署に被害届を提出し、同署で窃盗事件として調べているものです。

まず、2番目の被害の状況でございますが、志士庫コミュニティステーション建物につきましては、被害につきましては銅線ケーブルの盗難、総延長で約187メートル、金額にしますと130万円相当の盗難に遭っております。それから窓ガラスの破損1枚、さらに高圧受変電設備内部の損壊、ケーブルの切断などがございます。過去に旧志士庫小学校側校舎のほうも一部被害に遭っております。校舎裏口ドアの損壊1枚、それから体育館窓ガラスの破損1枚でございます。下に写真を掲載させていただいております。銅線が抜き取られたカバーの残骸です。それから開けられたマンホール。めくっていただきまして2ページ目ですけれども、コミュニティステーション側の会議室Cの窓ガラスの破損、それから高圧受変電設備内部のケーブルの切断、損壊でございます。さらに校舎側につきましては、校舎裏口ドアの損壊、体育館の窓ガラスの損壊となっております。

3番、当面の対応策につきましては、被害に遭った施設含め全コミュニティ施設について速やかに次のとおり対策を講じます。1つ目、職員による全コミュニティ施設の巡回を強化いたします。2つ目、防犯カメラについて、増設の検討や設置位置の見直しを行ってまいります。3つ目、被害施設の貸出しについては、当面の間、中止とし、安全に使用できるよう修繕を行うこととします。4つ目、被害施設の再開に向けて、高圧受変電設備を介さず、低圧電力の引込みを検討し、再発の防止とともに、できる限りキュービクルを復旧することなくできる限り早期の復旧を目指すということで進めてまいりたいと考えてございます。

4番目、その他でございますが、投票所の開設につきましては、先日2月8日の衆議院議員総選挙の会場となっておりましたが、こちらにつきましては照明及び暖房機の電源を仮設の発電機を設置しまして賄うとともに、仮設トイレを設置し予定どおり投票所として使用いたしました。

説明については以上になります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

どこまで分かっているのかな、この犯人というか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

2月5日に被害届を警察のほうに提出しました。直ちに、当日から捜査に入ることでは伺っております。さらに設置済みの防犯カメラの情報を即警察署のほうに提出しまして、今調べを進めているというところの情報だけでございます。

○佐藤文雄委員

具体的にこの志士庫コミュニティステーションはどのくらいの利用がされているんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

直近の利用状況を調べております令和8年1月と2月の利用の予約の状況でございますけれども、1月は19日に平日は利用の予約が入ってございました。さらに25日に予約が入ってございます。2月では衆議院議員の選挙以外で21日と22日の2日間ということで、トータルで見ますと、現在のところ月に直近では数回程度の利用にとどまっているところでございました。

○佐藤文雄委員

月に二、三回しか使われていないというのが実態なんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

直近での利用としましては月に二、三回程度ということでございます。

○佐藤文雄委員

一番多いときの利用率は、利用件数はどのぐらいですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

申し訳ございません。手持ちの資料がそこまではなくて、一番高い利用率今ちょっと数字お示しすることができません。

○佐藤文雄委員

やっぱり使える環境がなくなると困ると思うんだけど、そういうこの苦情みたいなやつは出てくるというかそういうことはないですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

現時点で令和8年1月中旬から2月中、3月中に予約していただいた団体に対しては、今こういう状況ですので修繕を行うので利用できないので他の施設のご利用お願いしますということで移動していただいております。苦情のほうは受けてございません。

○櫻井健一委員長

ほかにございせんか。

○久松公生委員

けれども、防犯カメラ等もあるのかと思いますが、この1月30日に何者かがって分かって第一にこの状況が分かったのはどういった経緯で分かったんでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

コミュニティ施設につきましては、週に1回木曜日に巡回を行ってまいりました。その巡回の木曜日には異常がないことを確認しております。そうしまして、犯行日が1月30日ということで後に分かったわけなんですけれども、第一の報告は2月4日に近隣の住民の方から、ふだん建物へのアプローチで外灯がございまして、その施設内の外灯が消えているようだというふうなことで連絡がありまして、その日の夕方に確認をしに行ったところやはり切れているということございまして、2月5日の早朝に、じゃ現場を確認しようということになりまして、現場を早朝に確認したところ、盗難に遭っているということが分かりまして、直ちに通報したという経緯でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございせんか。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

その防犯カメラなんですけれども、1回停電にPASを切られて停電になったということなんです、画像をほかのところに保存しておくことはされていないんでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

マイクロSDカードのほうで保存をしております。これ例えば人物とかの動きがそのカメラの画像に映った際に録画を開始するシステムになっておりまして、そういった動きがあったものに関してはカードのほうに記録されておりますので、そちらを直ちに警察のほうに提出させていただいたということでございます。

○櫻井健一委員長

それはきっと防犯カメラの機械の中に入っているSDカードだと思うんですけども、例えばそのカメラを持っていかれちゃったり壊された場合にそのデータが壊れちゃう可能性があって、それを別なサーバーなどを使って別なところを取っておくようなものが今現状であるかと思うんですね。それが壊されて、なくて解析できないというのが過去にも結構あったようなので、そういったところ防犯カメラの設営とかその場所のことを書いてありましたが、そういう録画システムのほうもちょっと視野に入れて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおり、そういったシステムのほうも含めまして再検討させていただきたいと思います。

○櫻井健一委員長

お願いします。

○井出有史副委員長

委員長職を交代します。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんでしょうか。

大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事の進捗についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（岩井雄一郎君）

次の（６）でございます。現在、工事を進めております霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事の進捗につきまして、地域コミュニティ課の松延課長からご説明いたします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

説明いたします。

霞ヶ浦コミュニティセンターにつきましては、空調設備及びLEDの照明の更新工事を現在実施してございます。

工期は令和7年9月25日から令和8年9月24日までを予定してございます。

現在の工事の進捗状況と工事の内容で一部変更がございましたので、ここにご報告をさせていただくものでございます。

まず一番下、飛びますけれども、一番下の工事の進捗状況でございますけれども、1月末時点で約25%の進捗でございます。中身としましては、先ほど申し上げたように天井を改修しまして空調の設備、それから照明器具のLED化を図っているところでございます。

1の（8）で主な変更内容のところでございますけれども、変更内容につきまして3つほどございます。

1つは、仮設工事（足場の工法）の変更をしてございます。当初の設計では固定式の足場、いわゆるステージ足場というものを採用してございましたけれども、工事の過程で施工業者から可動式の足場でも十分対応可能であるというふうな申出が出されまして、内容を検討したところ、スムーズに工事ができるということでございましたので、足場の工法を変更してございます。

2つ目、週休2日促進工事につきまして、受注者側のほうで実施したいということでございましたので、その実施に伴う労務費の補正をする予定でございます。

3つ目、非常用放送設備の機器更新でございます。こちら非常用放送設備につきましては、火災等のあった際に自動で発報するシステムと、それから職員がボタンで手動で発報するシステムがございます。このうち手動で発報する部分で発報がなされない現在ちょっと不具合が生じてございますので、こちら非常用放送設備の機器の更新をこの工事に合わせてさせていただきたいということでございます。

以上3つが主な変更内容でございます。

この非常用放送設備につきましては納期が3か月程度要するということになりまして、めくっていただきまして2ページのブロック分けの平面図でございますけれども、第1ブロック当初の予定が赤字で示した令和7年の11月から令和8年の2月までの4か月間を予定しておったんですが、これが1か月ほど延びまして11月から3月までというふうになります。

その結果、3ページ目をご覧ください。

想定スケジュールとしまして4番の工期のところ、1ブロックのところ当初赤の矢印で示してある計画から1か月程度、黒の矢印ですけれども1か月程度延びるということになります。それに伴いまして、図書館の臨時窓口のほうの開設のほうが1か月遅れますというか本館のほう1か月の稼働が延びまして、臨時窓口の開設が1か月程度後ろになるということでございます。なお、全体の工期としての変更はございません。

説明は以上になります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、(7)霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画(案)についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

○市民部長(岩井雄一郎君)

(7)の霞ヶ浦コミュニティセンター長寿命化計画(案)につきまして現在作業を進めておりますので、案ができましたのでご説明を申し上げます。

内容につきましては、地域コミュニティ課の松延課長からご説明申し上げます。

○地域コミュニティ課長(松延克彦君)

霞ヶ浦コミュニティセンターの長寿命化計画につきましては、工期が令和8年2月27日までで、今現在、作業を進めておりまして、あらかじめ計画の中身が固まりましたので、ここにご説明をさせていただきます。

本計画につきましては、令和6年4月に策定しました市公共施設等マネジメント計画の基本計画及び実行計画に基づきまして、霞ヶ浦コミュニティセンター施設を長期にわたり健全かつ快適な空間として長期にわたり維持していくことを目的として、その計画的な保全の方向性を定めるような計画でございます。

2つ目をご覧ください。

計画の概要でございますけれども、位置付けにつきましては、先ほど申しあげましたマネジメント計画の実行計画というものが個別施設計画を示したものでございまして、さらにこの計画はその実行計画よりもより具体的な個別施設計画として位置づけるものでございます。

(2) 計画の期間でございますけれども、計画の期間は2026年度から2035年度までの10年間とします。ただし、施設設備の修繕・更新コストの試算の期間については、長期にわたって維持していくという観点から40年間のコストの試算をしております。さらに付け加えますと、本館建物の目標を本計画では建築年の1998年から60年間2058年まで健全かつ快適な空間として維持するような内容としてございます。

(3) 番、施設の現況と課題につきまして、まず利用状況ですけれども、お読み取りいただければと思います。

めくっていただきまして、2ページになります。

施設運営上の課題としまして、今までの考え方に新たな視点がちょっと加えられましたので、その課題につきまして整理したものを掲載しております。保全、それから施設の運営、それから改修の参考とするためにこういった課題を整理いたしました。

1つ目、現在の施設利用状況では、過剰施設と言える。今後、利用ニーズ等を踏まえた有効な活用方策を見いだせない限り費用対効果を見極めた上で、減築する可能性も将来的には考えられるのではないかとということ。

2つ目、図書館につきましては、市民の生涯学習の拠点であることを踏まえて、今後もサービスを維持・継続するとともに、充実を図る必要があるという観点でございます。

3つ目、本施設の出入口につきましては、南側1か所となっております。芝生広場駐車場は縦長の駐車場となっております。奥側に駐車した利用者にとっては出入口までの距離が長くなる、アプローチが長くなるので、施設への動線や駐車場の再配置などの検討が今後求められてくるという視点でございます。

4つ目、再生可能エネルギー電力の調達や活用を推進し、環境負荷の低減、電気料金の削減を図る必要があるという視点でございます。

以上の課題を整理いたしました。

次に、(4) 番、施設の劣化状況についてまとめてございます。

劣化状況につきましては、目視調査及びドローンによりまして屋根・屋上等の撮影を行っております。主な調査項目でございますが、屋根・屋上、外壁、内部、それから機械設備、電気設備といったものをくまなく調査しております。

②番で劣化度評価の結果でございますけれども、本館につきましては、3ページのポツの3つ目をご覧ください。機械設備でございます。機械設備については、空調設備に不具合が見られ、室内の広い範囲でコントロールが効かない状態にございます。また、給排水設備については、配管の劣化が見られ、さらに衛生設備の更新も必要であるとなっております。

このことから、劣化度評価としましては、2ページのほうに戻りますけれども、機械設備に関してはAランクからDランク、A B C Dと並べて一番下のランクの評価としてはD評価ということになりました。

3ページのポツの4つ目でございます。電気設備の受変電設備及び非常用発電設備については、目視上、著しい劣化は見られないが、設置から27年が経過し更新基準、法定耐用年数としましては15年でございますけれども、そちらを大幅に超過しているため、早急な更新が必要であるということでございます。評価としては、これも2ページに戻りますが、電気設備としましてはDという評価になってござい

ます。

以下、主な劣化箇所の写真でございます。お読み取りいただければと思います。

4 ページのほうにいきまして、(5) 番、基本的な方針でございます。

基本的な方針は、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持・修繕を行うなど予防保全を徹底すること、建て替えまでの使用期間を延ばすとともに、更新等費用の縮減を図ります。また、建物の更新や大規模改修などの時期の集中をできる限り避け、年度のごとの費用負担の平準化を図ります。

(6) 番、保全の考え方をまとめてございます。

①番として公共施設の保全方法、②番として改修等の整備の水準、③番としまして優先順位の考え方で整理してございます。このうち②番の改修等の整備水準でございますけれども、改修等の実施に当たっては、躯体の経年劣化の回復やライフラインの更新等といった建物の建築当初の水準に復旧するだけではなくて、耐久性に優れた仕上材への取替えや耐震対策、防災機能の強化、省エネルギー化等の性能の向上といった現在の社会的ニーズに対応するため、基本的性能の向上も図ってまいります。

5 ページに移りまして、③番のポツの2つ目をご覧ください。毎年度の施設整備に充てることのできる予算を踏まえまして、C判定やD判定は改修等の時期の前倒しを検討する一方、A判定やB判定につきましては、安全上問題ないことを改めて確認した上で、実施年度よりも改修等の時期を先送りするなど弾力的に整備を進めてまいるという考え方でございます。

5 ページの(7) 番、年次計画・ロードマップにつきましてでございます。

①の本館施設・設備の第I期今後直近での更新の事業でございます。優先度の高いものから上から順に並べてございます。先ほどの劣化評価でDであった受変電設備キュービクルの更新ですとか非常用発電設備の更新は急務というところがございますので、優先度の高いものになります。そのあとは衛生設備改修、防水、外壁改修、外構の改修という順でございます。

めくっていただきまして6 ページ、本館のロードマップにつきまして棒グラフで表してございます。グラフを見ていただきまして、部位・設備別周期に従い修繕・改修を行いつつ、建物につきましては築40年目と60年目、このグラフでいきますと2038年と2058年に一定規模大規模の改修を予定してございます。

2038年の大規模改修につきましては、今後2027年度から2035年度までの先ほど申し上げました更新計画、受変設備ですとか非常用発電設備の更新を順次行いまして、2038年に関しましては大規模改修規模としては3.08億円、内容としましては内部(壁)の更新ですとか、空調設備やLED照明の修繕、躯体の健全性を把握する調査、そういったものを予定してございます。

なお、この2027年から2035年ぐらいまでの更新工事をやらなかった場合に関しましては、2038年度の棒グラフのところと点線で示しておりますけれども、この更新工事を順にやらなかった場合には2038年に7.25億円ほどの大規模な改修工事が発生するというものでございます。

2058年度に関しましては、およそ11億円規模の大規模改修を必要とするという試算でございます。この建築から60年がたった2058年で大規模の改修を行って、さらに20年、30年という形で長寿命化を図るのか、それとも一旦建物としては廃止とし適正な規模で建て替えるなどの検討がこの2058年頃に必要になるというふうな考え方でございます。

最後に、7 ページにつきましては、最終的なそのロードマップを年次的に表したものでございます。2027年から受変電設備、非常用発電設備、さらには防水、外壁工事、外構工事というものを年次的に更新・改修していきまして、2038年頃に一定規模の大規模な修繕・改修工事、さらに築60年目の2058年頃に11億円規模の大規模改修を行うというふうなロードマップでございます。

説明は以上になります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件について、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

お風呂場はどういうふうになるって言ってたっけ、お風呂場。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お風呂場につきましては、浴室につきましては、1ページの利用状況のところにも書かせていただいておりますけれども、浴室は2024年4月以降、休止を経て廃止という決定をさせていただいております。よって、この計画には更新・修繕の費用は含んでございません。

○佐藤文雄委員

いや、私はそれは分かって言っているよ。どうするんですかって言ったの。あの場所、あのエリア、エリアの活用はどうするんですかという質問なんですよ。もう廃止は宮嶋が切ったわけだから。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今現在は改修工事が入っております、そちらの浴室部分に備品等を集めて、置き場所がちょっとなかったものですから、その置き場所として今利用してございます。

今後の活用につきましては、倉庫ですとかいろいろな利用の方法があるんですけども、方針としては明確にまだ定まっておりません。

○佐藤文雄委員

物置ね。

○櫻井健一委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご質問等ございませんので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時14分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時15分]

次に、(8)石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に関する進捗状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（岩井雄一郎君）

石岡斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に関する進捗状況につきまして、これまでの経過と今後の予定につきまして、環境防災課長の服部のほうからご説明いたします。よろしく申し上げます。

○環境防災課長（服部光浩君）

環境防災課の服部です。よろしく申し上げます。

それでは、石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に関する進捗状況についてご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

初めに、1の概要でございます。

本年度から本格的に石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の両組合の統合に向けた協議を構成市において行っているところでございまして、現在の進捗状況及び今後の主な動きについてご報告を申し上げます。

次に、2の主な経過でございます。

令和7年5月27日に開催された全員協議会で報告させていただきました後に、8月21日、10月29日、2月12日に構成市による一部事務組合統合推進協議会が開催され、組合の名称、負担金の算出方法、組合議員の定数などについて協議され、組合同規約（案）につきましては、現在、各市において市長までご了解をいただいているところでございます。

次に、3の一部事務組合の規約等でございます。

現在、協議会においてご了解をいただいている内容は次のとおりでございます。

(1)の統合方式でございますが、湖北環境衛生組合を石岡地方斎場組合へ統合する統合方式を採用することとしております。県内の組合において多く採用されている方式でございます。石岡地方斎場組合へ統合する統合方式とした理由といたしましては、現在の事務施設の将来の更新を考慮したこと、また、新設方式は既存組合の規約や条例の廃止、新たな条例の制定などの作業が発生し一定の期間が必要となりますが、統合方式ではこれらの事務の最小化、また県との協議も短縮でき、円滑な統合が進められるメリットがあると考えられたためでございます。

次に、(2)の規約（案）でございます。

①組合の名称については、ひたち野広域事務組合でございます。地域性をイメージできる名称を掲げてございます。

②の構成団体については、石岡市、小美玉市、かすみがうら市の現行の構成市で変更はございません。

③の共同処理事務については、現行の火葬場事業、し尿処理事業を引き継ぐとともに、現行の事業区域ともに変更はございません。

④の事務所の位置については、統合後の組合議会の開催及び事務処理スペースの確保が可能なことから、石岡市東府中25番1号の湖北環境衛生組合に置くとしております。

⑤の組合議員の定数については、議員定数26人としております。石岡市から13人、小美玉市から7人、かすみがうら市から6人の市議の方、現在組合議会に所属する全員の方に継続して新組合の議員として所属していただきたいと考えております。

⑥の議会選挙の方法については、構成市の議会の議員から選挙することとしております。

続きまして、2ページになります。

⑦の執行機関の組織及び選任の方法については、統合先の石岡地方斎場組合の規約を採用しており、管理者から監査委員までご覧のとおりとなっております。

⑧の負担金の算出については、従来の算出割合をベースに検討を行ったところでご覧のとおりとなっております。

次に、(3)の財産処分については、統合先の石岡地方斎場組合が統合される湖北環境衛生組合の保有する財産を承継することとしており、財産としましては、主に土地、建物、物品等でございます。

最後に、4の今後の主な動きでございます。

昨日の2月12日に石岡地方斎場組合、2月18日に湖北環境衛生組合において議会が開催され、組合議会で承認を得た後に、調印の準備を進めてまいります。構成市の市長で調印をしましたら、県と事前協議を行い、承認後、早く令和8年6月議会に必要な議案の上程を進めてまいりたいと考えております。

議会において議決をいただきましたら、茨城県へ両組合の統合申請の手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは、もうほぼ決まりなんだよね、確認。

○環境防災課長（服部光浩君）

資料にございます2番の主な経過のほうで、1回、2回、3回と各市長のほうで決められたこととございます。

○佐藤文雄委員

歳入歳出のほうについてはどういうふうになるのかな、予算決算の。

○環境防災課長（服部光浩君）

⑧番になりますが、今現在のところは負担金の算出割合ということで現在の算出方法をベースとして考えてございます。

○佐藤文雄委員

いや、歳入と歳出のほうは今まで湖北環境衛生組合の歳入歳出があったでしょう。石岡斎場は歳入歳出があったでしょう。それを全く合体してやるということなんですか。

○環境防災課長（服部光浩君）

お答えいたします。

一部事務組合の統合は合体して一つになります。

○佐藤文雄委員

分かんないかな。今一部事務組合の中でも石岡地方斎場組合の歳入歳出という予算決算があるじゃないですか。あとはその湖北環境衛生組合も予算決算でそういう会計処理をしているわけでしょう。それを合体するというか一本化するということなんですかということなんです。

○環境防災課長（服部光浩君）

佐藤委員おっしゃるとおり、統合後は合体して一本になります。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質問等ございませんので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時23分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時26分]

次に、(9)やまゆり館の開館日変更に伴う今後の運営体制についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今回の案件についてでございますが、やまゆり館につきましては、市議会第4回定例会で令和8年4月1日から開館日を変更、キッズルームの日曜・祝日の無料開放等について議会で議決をいただいております。また、日曜日等の管理をシルバー人材センターに委託することとしておりますことから、市議会議案審査特別委員会ではマニュアル等について提出させていただくというお答えをさせていただいておりますので、その説明をさせていただきます。今回の説明では、主に日曜日等のキッズコーナーの運営管理体制について説明をさせていただきます。説明は社会福祉課、君崎課長から説明いたします。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

社会福祉課の君崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

昨年12月の第4回定例会でご説明した内容と一部重複する部分もございますが、あらかじめご承知おきください。

まずは、資料1ページの開館日等の変更内容の表をご覧くださいと思います。

区分の欄に記載しております開館日、休館日、開館時間につきましては、第4回定例会でもご説明したとおりでございます。

次に、受付業務の体制についてです。平日は17時15分までは職員が対応しまして、それ以降はシルバー人材センターによる対応とし、こちらにつきましては現行から変更はございません。土曜日につきましては、現行では終日シルバー対応でしたが、新体制では17時15分までは職員、それ以降はシルバー対応といたします。日曜日及び休日については、新体制は終日シルバー対応をしたいと考えております。また、現行受付業務が職員からシルバー人材センターに切り替わる際には、必要な情報を記載した業務日報によりまして申し送りを行いまして、新体制になっても書面により申し送りは継続いたしたいと考えております。

続いて、館内清掃についてです。現行では職員による清掃に加えシルバー人材センターに週2回の清掃をお願いしております。新体制においても平日の職員による清掃はこれまでどおり継続いたします。一方で、予算の都合によりましてシルバー人材センターへの清掃委託週2回を予定しております。そのため、シルバーによる清掃を平日と日曜と休日のどのタイミングで実施するかについては、状況を見ながら調整して行ってまいりたいと考えております。なお、館内清掃と受付業務はいずれもシルバー人材センターへ委託はしますが、清掃と受付はそれぞれ担当は別でございます。

以上が現行体制から新体制への主な変更点でございます。

次に、キッズコーナー無料開放に当たっての運営の流れと併せて考え方についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

まず、運営につきましては、シルバー人材センターの方にも対応しやすいような形で確認事項をチェック項目として整備した体制としております。開館前準備から利用終了、そして安全・緊急対応までを1から5までの流れに沿って行っていくことを基本としております。

具体的には、開館前の必要な準備を行いまして、受付では利用者対応をしていただきまして、利用中は定期的な巡回だったり安全確認を行います。その後、利用終了時には、片づけや施錠などの確認を行いまして、万が一けがや事故、災害等が発生した場合には定められた手順に沿って安全緊急対応を行うという一連の流れで運営してまいりたいと考えております。

なお、受付時における「キッズコーナー」利用届出書の様式につきましては、資料の5ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、キッズコーナーを無料で利用する場合に、利用者である保護者の氏名及び連絡先、緊急連絡先並びに利用するお子様の名前と年齢を記載した届出書を提出

していただきます。併せて届出書に記載している利用上の注意事項を確認していただきまして、同意の意思表示としてチェック欄にチェックを記入していただき利用していただくような流れでございます。なお、この当該届出書につきましては、事故や緊急時の連絡及び安全管理を目的として提出を求めるものとしております。

また、安全緊急対応のフロー図については資料の6ページをご覧くださいと思います。

事故や体調不良が発生した場合に、事務所内にいる者や保護者が取るべき対応を段階的に整理したものでございます。発生直後の状況確認から症状の程度に応じた対応、緊急時の連絡通報、さらには事後の対応までを一連の流れとして明確化することで判断の迷いを防ぎ、迅速かつ適切な対応を行うことを目的としております。また、対応手順をあらかじめこちらのよう可視化することで安全管理の体制の統一と事故発生時のリスク低減を図るものとなっております。

このように、今説明しましたチェックリストなどに基づきまして日々の運営を一定の流れで確実にを行うことを重視して進めてまいりたいと考えております。

次に、運営に当たって特に気をつけたいという点を資料の3ページ中段から4ページまで記載してございます。こちらは職員に対してもシルバーの方に対しても同様のものがございます。資料の3ページの中で安全管理・環境整備とありまして、事故・トラブル対応、個人情報の取扱いという3点を気をつけたいという点で挙げてございます。

まず、3ページの安全管理・環境整備についてでございます。

キッズコーナーでは子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを最優先としまして、年齢に合ったおもちゃの使用や誤飲やけがにつながるおそれのあるものを置かないことを基本といたします。また、家具の固定や衛生管理などについても、日常的に確認を行いながら安全な環境を維持してまいりたいと考えております。

次に、4ページの事故・トラブル対応についてでございます。

事故やトラブルを未然に防ぐため、保護者の方への注意喚起を行うとともに、キッズコーナー内での対応については原則保護者の方の見守りと対応をお願いする運営方針でございます。軽微なけがや緊急時については状況に応じ必要な対応や関係機関の連絡は行いたいと考えております。

最後に、個人情報の取扱いでございます。

利用届出書に記載された個人情報は、事故や緊急時の連絡及び安全管理を目的として使用し、それ以外の目的では使用しないこととしております。書類の保管についても第三者の目に触れないような形で適切に管理をしまして、個人情報の保護を徹底してまいりたいと思います。

以上のように運営の流れを明確にしつつ、基本的な考えを大切にしながら、キッズコーナーの運営を行っていきたいと考えております。

雑駁でございますが、説明については以上でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

5ページの利用届というのは今までは出していなかったんですか。提出させてなかったんでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちらは無料開放するに当たっての届出書の提出でありまして、今現在、普通に利用するに当たってはこういった届出は行っておりません。

○佐藤文雄委員

私たちはやまゆり館を使うときは申込みをやって利用していますよね。こういうキッズコーナーは今までは自由に人数も確認しないまま利用できていたんですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こういった届出用紙ではなく申請書は別にございまして、別な形では今も利用する際には提出していただいて子育てルームのほうは使用していただいております。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今のご質問なんですけれども、今現在の使用方法としては子育てルームという形で使用している状況ですね。それで、令和8年4月から日曜日と祝日についてはその部屋をキッズルームという形にするので、そのキッズルームにした場合の届出書というふうな位置づけでございますので、新しい様式ということになります。

○佐藤文雄委員

いや、別に新しい様式だというのは分かっていますよ。そうじゃなくて今までは何の届出も何もないでキッズコーナーじゃなくてその子育てルームを利用できていたんですかという質問なんです。何らかの記録を残さないまま利用されたんですかということの質問なんです。

○社会福祉課副参事（猪俣光子君）

すみません、申請書がありまして、それで申請をしていただいて、使用料金を支払っていただいて使用許可証カードをお渡ししております。

○佐藤文雄委員

ですから、利用している実態はちゃんと把握できるようになっているということですね。

○社会福祉課副参事（猪俣光子君）

把握しております。データのほうで管理しております。

○櫻井健一委員長

ご質問はほかにございませんか。

○久松公生委員

今回新しい運営体制ということで、日曜日・休日って先ほど部長が言ったところの話の内容だと思うんですが、今までも平日は職員が普通に午後5時まで業務して、夜の部はシルバーが例えばあそこの施設を管理していたと思うんです。それが1日ずれて土曜日までそういうことになってやっているんだと思うんですが、夕方の5時以降をそのトレーニングルームとか会議とか使う人のためにシルバーがあそこに受付としていたと思うんですが、今度新しい今後の日曜日と休日に関しては、その業務プラスどのぐらいの人数の方が無料でやまゆり館を利用してくるか分かりませんが、今までの業務のシルバーのその形態は受付してトレーニングルームにいた人の何か対応とかそういったことやったプラス、それだけでなかったと思うんですが、それプラスのことになると思うんですよ。そうやってきたときに、今見た限りチェックリストの何とかとか利用中の巡回とかそんなのもいろいろ今おっしゃっていましたが、それは一人で可能と考えているんでしょうか、ちょっとその辺考えをお伺いしたいと思います。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

委員おっしゃるとおり今土曜日は健康づくりコーナーと併せて貸し館のほうをシルバー人材センターにお願いしております、おっしゃるとおり今後につきましてはキッズコーナーが無料開放しますので、その分のプラス業務にはなります。その中でやはり今お願いする中でそこら辺の混乱がないような形を取りたいということで、なるべくやるのが明確に分かるように、混乱が起きないような形を取りたい

ということで、今お示ししました2ページからのある程度こういうことをやることということでチェックリストを設けてございます。現在でちょっとなかなかどのぐらいの利用者が来るかどうかは想定しづらいところなんですけれども、今の段階では一人の対応をお願いするような形でございますけれども、場合によってはちょっとその状況を見ながら、もしかするとそういう人数の体制の変更なども考えていくことも検討しなければならないのかなとは思っております。

○久松公生委員

これ始めるに当たってやはりある程度新しい事業ですので、どういう人が配属になるか分かりませんが、いつも同じ人とか1年間大体同じ人とかというふうになるかどうか分かりませんが、ある程度やまゆり館としても、始まる前にある程度円滑に行くにはある程度できる人、シルバーの中でもいろいろな人いますけれども、ある程度こういったことで動けるような人とかそういった選択、語弊になっちゃうかもしれないですけども、そういったことでもしないと、なかなかこれ範囲が広くて、足の悪いよなと言ったら失礼ですけども、その人が受付業務とかってなったら、これ対応多分枠が結構、内容的にも結構いっぱい根回しするしかないのかなというふうに思いますので、その辺は課としてもやまゆり館としても事前に指導して、こういうふうにして4月からお願いしますみたいな事前の学習じゃないですけども、事前の講習というか、そのもし担当のシルバーが決まるようなことあればそういったことも必要なかとちょっと考えるところあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

まず、委員おっしゃるとおりに、こちらのほうが施行が令和8年の4月1日ということ、もう決まっておりますので、その前段にやはりシルバーの対応につきましては、事前にシルバー人材センターとちょっと調整を図りながら業務が増えることもこれをお願いする中でもうある程度伝えて、なおかつどういったことをやるかということ事前にちょっとご説明した中で対応していただきたいと考えております。

○久松公生委員

そうですね、やっぱりシルバーの人も安心して無理なく、そういった提供が円滑にできるようにサポート等、始まる前のサポートが必要だと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○櫻井健一委員長

回答は大丈夫ですか。

○久松公生委員

はい。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時44分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時45分]

次に、(10) かすみがうら市特定乳児等通園支援事業についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

本件につきましては、令和8年市議会第1回定例会で当該案件の条例の提案を予定してございます。ですので、それに先立って説明をさせていただきます。

説明は、子育て支援課、越渡課長から説明いたします。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

かすみがうら市特定乳児等通園支援事業について。

内容は、令和8年4月から事業開始となりますこども誰でも通園制度に関するものとなります。

初めに、1、事業概要、こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず保育所等を一定時間利用できる制度で、令和8年度から本格実施となります。

2、条例の制定、事業者がこども誰でも通園制度を実施するに当たって、自治体は当該事業の運営に関する基準を条例で定めることとされています。この条例の基準を満たしていることが確認された事業者は、特定乳児等通園支援事業者として、国・県・市町村から乳児等支援給付費の支援が受けられます。

なお、四角枠で示した内容ですが、こども誰でも通園制度は、児童福祉法に規定された乳児等通園支援事業、そして、子ども・子育て支援法に規定された特定乳児等通園支援事業など、子育て支援制度全体での呼称となります。

続いて、3番目、条例の概要ということで、本条例は3月議会に提案を予定しております。内容は、こども誰でも通園制度の実施に当たり、国の基準に従い、各事業者が定めるべき運営に関する必要事項、時間当たりの利用定員、利用日数、保護者面談、料金などの項目を条例で定めるものでございます。

主な事項につきましては、（1）定員に関する基準、1時間当たりの利用定員、開所日時等を考慮して1か月当たりの利用定員を定めること。

（2）運営基準に関することとなります。初回利用における保護者面談、利用日数、利用料などとなります。

次のページになります。

具体的な利用時間などにつきましては、別に市が制定するかすみがうら市乳児等通園支援事業実施要綱に基づき各事業者が独自に設定いたします。要綱で示す主な項目を申し上げますと、利用時間は国が示した月当たり10時間を上限とします。利用料も国が示した標準的な金額300円となります。そのほか実施日、実施時間、利用定員などになります。なお、要綱は標準的な時間や金額を示したものとなりますので、民間保育園等がこども誰でも通園制度を実施する場合は、各自で利用時間や利用料を設定することになります。

最後に、4番目、市立わかぐり保育所における事業概要、令和8年度のこども誰でも通園制度ですが、市立わかぐり保育所にて実施してまいります。主な項目を説明いたしますと、受入れ児童の年齢は6か月から1・2歳児で未就園児となります。実施日は火曜日から木曜日、利用定員は1時間当たりゼロ歳児が2名、1・2歳児が各3名となります。利用時間は午前9時から午後2時までの5時間となりまして、利用料は要綱に定めた標準額は300円ですが、市内の利用者については減免とし無料とさせていただきます。ただし、おやつ、給食などは実費負担となります。

簡単ですが説明は以上となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは令和8年の4月1日から、条例としては3月議会に出して実施が4月1日というふうになるかと思うんですが、全国的にこれは、県でもいいです、この近隣の市町村も含めてそれ実施状況はどうでしょうか、取組状況は。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

詳細は把握しておりませんが、県内も含め全国的に4月からの事業をスタートさせるということで国のほうで決まっておりますので、それに向けて今回のような運営条例そういったものの制定を進めていると思います。

以上です。

○佐藤文雄委員

正確には分からないと。土浦市とか石岡市とかそういうつくば市とか、そういうところのほうについては全く分からないということですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ちょっと近隣の状況は把握してございません。

以上です。

○佐藤文雄委員

具体的な審議が十分になされないままになっている場合があるかと思うんですが、それは置いておいて、条例をつくれれば、これ可決されますけれども、この今は市立わかぐり保育所が運営主体になりますよということは市としては決まってあるけれども、条例をつくれればほかの保育所も保育園もこれに参加することができるということになるわけですね。それは手続上はその条例に従ってやればいいんでしょうか、そこら辺ちょっと教えてください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

令和8年の4月からは市立保育所のほうでスタートするわけなんですけど、民間保育所のほうもこの事業にはもちろん参加することができますので、今後、民間保育所の参加に向けて事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤文雄委員

いやだから、民間の保育所が参加する要件というのは何かあるんでしょうか。手を挙げればこの条例に従ってやればいいということなのか、ちょっとそこら辺がよく分からないので教えてください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

参加する要件ですが、今度提出する本条例とその下に位置します実施要綱、こういったのを基に事業者が適切にできるかどうかを確認して認可していくような形となります。

以上です。

○佐藤文雄委員

つまり市が認可するということになるんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、認可するということはやはり市も一定程度認可するということですから責任はあるということで理解してよろしいですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

認可する以上そういった形になると思います。

以上です。

○櫻井健一委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時54分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時55分]

次に、(11) 令和8年度子ども・子育て支援金（国民健康保険税）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この子ども・子育て支援金につきましては、令和8年度からの申請等でございます。また、この内容を反映しまして、令和8年市議会第1回定例会で国民健康保険税の一部を改正する条例も提案する予定でございますので、その事前の説明となりますので、よろしくお願いいたします。説明につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明をいたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課から令和8年度子ども・子育て支援金（国民健康保険税）について説明させていただきます。

先日1月7日に説明させていただいた経緯については省略させていただきます。これを踏まえ、子ども・子育て支援法に定めるところの支援納付金を納付する義務が生じていることから、国民健康保険税の一部として賦課・徴収することとなります。必要額は県が算定する事業費納付金を基準に税率を設定する必要があります。算定方法は県運営方針により既存の区分同様2方式を見込んでございます。ただし、今回新しい考え方として、本来被保険者全員に課税する均等割については、少子化対策であることを鑑み18歳未満は全額減免とし、その負担分相当を18歳以上の被保険者で負担する仕組み、18歳以上均等割が設けられてございます。

基準となる事業費納付金については、茨城県で令和8年1月20日に本算定結果が示されました。子ども・子育て支援分納付金の額については2824万6239円となり、令和8年度はこの金額相当を確保する必要があります。税率案の計算過程には限度額であったり軽減額を考慮した上で見込むこととなりますが、初年度ということもあり、基準は国の試算を基に算定いたしました。今回月額250円相当を意識し、案としては所得割を0.28%、均等割を1,800円、18歳以上均等割を140円として見込みました。これにより、所得額や被保険者数から単純に計算した算定課税額一番下に括弧書きで書いてあります2942万477円、この額から限度額や低所得者軽減などを差し引いた額がその上の段にございます2400万1900円が被保険者に賦課する調定額として見込まれます。これを被保険者数の7,954人で除した3,018円の年額及び月額252円が見込まれるところでございます。

一方、納付金については2824万6239円を納付する必要があるため、これを確保する必要があります。計算上差し引かれた低所得者軽減額は、制度上国の責任として基盤安定負担金の公的資金をもって補填されます。そのほか保険者努力支援等の財源も見込めることから収納率も含め賄えるものと見込んでございます。

次のページになります。

今回の税率案で世帯別試算を行ったものです。試算に当たっての条件は、下に記載した条件のとおりでございます。この内容については、第1回定例会で提案を予定している内容ですので、よろしく願いいたします。

また、今回新しく加算される賦課子ども・子育て支援分については、その性質上十分な理解をいただく必要があることから、被保険者には本算定前に丁寧な周知が必要であると考えてございます。

以上です。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

本件について質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

いずれにしても子育ての支援というのは、本来こういう保険税の中に入れるべきものじゃないというふうに思うんだよね。これ別な形で子育て支援をやるべきだというのが基本的な考え方なんです。その上で、この子育て支援金が国保税に上乗せされるということになるわけなんです。それは、今でも国保税というのは高いわけだから、これを何とかしなきゃいけないなというふうに私は考えてはいるんですが、そのときにやはり子育て支援、いわゆる医療分と後期高齢分と介護分とそれに子育て支援金というふうな形で割り振りがされるかなと思うんだけど、最終的に全部の合計をした場合に所得割と均等割で計算されるから、その中での調整で均等割と所得割を決めて変わらないようにするというやり方ができないのかなというふうに思うんだけど、それはできると思うんですが、これはいかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員の内容につきましては、今も全体調定額の枠組みでこの子育て支援分も吸収できないかというふうなお話かと思えます。今回子ども・子育て支援金につきましては、新たな加算される事業費、国が実施する事業費でございます。その財源を各市町村、各被保険者に求めているものなんです。新たな財源ですので、これまでの医療費に含めることは難しいかなというふうに考えております。健康保険法においては、子ども・子育て支援金に係る税率については、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区分した上で保険料の一部を規定することと法的な性格としては位置づけられてございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

だから、基本的にはその新設された子ども・子育て支援金が2800万円ぐらい上乗せをして、実際には国保納付金ですか、納付金に反映されてくるかなと思うんだけど、だから、今でも高いというのが現実で、それに所等割の0.28%、均等割1,800円、18歳以上の場合はそれに上乗せして140円、1,940円かな、の均等割になってしまうと、もう大変な負担になってくるというふうに思うんだよね。令和6年度の決算を見ると、一応団塊の世代がやっぱりかなり大きく少なくなっていて、被保険者が少なくなっているんだよね。そういう状況で黒字を出しているというのが現実なんです。今の国保会計が。準備金も2億5000万円ぐらいかな、準備金もあるということを考えて、やはり保険料を上げない、そういう工夫で今言った子ども・子育て支援分のもを吸収するということは、私はできるというふうに思うんですよ。

ね。それができないという根拠というのは、何か法的な根拠があるかということもいつも気になっているんだけど、法的な根拠というのはあるんでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた法的性格についてを踏まえて、国民健康保険税については国民健康保険法に特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならないとされておりまして、地方税法において基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金、今回新たに子ども・子育て支援金の事業費納付金に充てる、事業に充てる経費としてそれぞれの区分で徴収しなければならないとされております。したがって、それぞれの区分の納付金に対して流動的に充てるのは難しいと考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

いやだから、法的な根拠があるんですかって。つまり、保険料は各地方自治体で決めるんだよね、地方自治体、市町村で。かすみがうら市はかすみがうら市。だから、所得割は幾ら、均等割は幾らというのは最終的には所得割と均等割でそれで保険料を納めるというか納めることになるんだよね。だから、その所得割と均等割の範囲の中でその子育てで云々かんぬん、後期高齢者のやつも相当だとして最終的に所得割にすることは可能だと思うんだよね。だって、低いところと今だって所得割が低いところだってあるわけでしょう。例えばつくばみらい市なんかは所得割低いよね。均等割も少ない。そういうところで各地方自治体で決めることはできるんだよね。だから、別にそれが法的に絶対にそれはできないんだということじゃなくて、最終的には所得割と均等割で総トータルで納付をすればいいというふうに思うんだけど、絶対にできないというのが分からないんだよね、俺は。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

法律に定めるところで言えば、先ほどの地方税法なんですけど、第703条の4の第2項にその内容が書かれてございまして、それぞれ基礎課税額分、あと後期高齢者支援分、介護納付金分、今回新たに追加された子ども・子育て支援分に関しまして、それぞれの事業費納付金に対してそれぞれの課税をしなければならないとされております。と申しますのも、例えば医療費基礎課税額分と後期支援分につきましては全ての方から均等割、所得割を徴収しますが、介護支援分に関しましては40から65歳になっています。今回の子ども・子育て支援分に関しましても、子どもは取らないという形になっています。原則取らないという形になっていますので、それぞれを合算してしまうと本来納付しない課税されない分まで対象外の被保険者が負担するような形になってしまいますので、そちらの内容についてはちょっと難しい内容かなというふうに考えてございます。

○佐藤文雄委員

繰り返しになるからね、今言ったようにこれまでの制度そのものの制度の中に均等割と所得割があるわけよ。一方で、子育て支援が来たらその分をそれなりの課税になるから、全部ならすようにしてお互いに均等割と所得割が上がらないように現状のものにすることは私はできるというふうに思います。それ以上のこと言ってもしょうがないから、そういう形でやればいいと。だから、こういうふうに所得割0.28%、均等割1,800円、18歳以上の均等割140円プラスというのはやらない、やるべきじゃないと、現状のままに吸収すればいいというふうに思います。

それで、ちょっと質問だけでも、この均等割の今子ども・子育て18歳未満については均等割はないですよ、かすみがうら市は、基本的に。その点についてはどういうふうになっているんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらの内容ですが、医療分、後期支援分に係る均等割の内容かと思いますが、そちらにつきましては原則半額50%軽減をしてございます。50%は各世帯に課税してございます。その翌年度一般会計からそちらの負担分相当を補助金で補助するというふうな制度、子育て応援金という制度を設けてございます。よって、原則国民健康保険法に定めるところの18歳未満の方の負担はありませんというふうな形で正当化しているものです。

○佐藤文雄委員

基本的に同じように徴収しちゃうと。徴収するけれども、その均等割の2分の1分は子育て応援金として支給しているんですか、それともプラスマイナスで相殺してやっているんですか、支給しているんですか、ちょっと私もそういう細かいところ分かっていないので教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

子育て応援金という形で翌年度に前年度に支払った均等割相当額を補助金として申請があった場合に支給してございます。

○佐藤文雄委員

つまり、翌年度にその分の半分の均等割分を申請した人には一般会計から、それ一般会計ですね、それを支給していると。現金で支給しているということですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

申請者に口座振込で行っています。

○佐藤文雄委員

口座振込でも何でもお金がちゃんとその分が返ってきているということは認識されているからいいと思うんだけど、結果的に申請を忘れてしまった人については特別な手当はしていないということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員お見込みのとおりです。

○櫻井健一委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 4時15分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時16分]

次に、かすみがうら市空家等対策協議会委員の推薦についてを議題といたします。

委員の任期につきましては、委嘱した日から2年間となっております。

暫時休憩いたします。 [午後 4時17分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時18分]

ここで、1名ご推挙いただけますでしょうか。

○久松公生委員

この委員については、現行の市議会議員として櫻井繁行委員がやっていますが、継続して櫻井繁行委

員がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○櫻井健一委員長

櫻井繁行委員本日欠席ということですので、事務局のほうで確認をして、これは後日対応ということ
でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これは保留という形にさせていただきますね。

(13) かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員の推薦についてを議題といたします。

委員の任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

暫時休憩いたします。 [午後 4時19分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時19分]

ここで、ご推挙いただけますでしょうか。

○服部栄一委員

この委員ですけれども、引き続き櫻井繁行委員を推薦いたします。

○櫻井健一委員長

ただいまご推挙いただきました櫻井繁行委員なんですが、推薦いただきましたが本日欠席ということ
なので、これも前回と同様事務局で確認の上判断させていただきたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、預からせていただきます。

それでは、(14) かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員の推薦についてを議題
といたします。

委員の任期につきましては、任命した日から計画策定に関わる事項の協議が終了するまでとなってお
ります。

暫時休憩いたします。 [午後 4時20分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時22分]

ここで、どなたか1名ご推挙いただけますでしょうか。

○佐藤文雄委員

設楽委員がいらっしゃらないので、できれば正副委員長で担当していただけないでしょうか。決め
ていただけないでしょうか。

○櫻井健一委員長

それでは、私から井出委員を推薦するということがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、今佐藤委員からのご推薦、ご指名、井出委員を推薦することとなりましたが、ご異議ござ
いせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員に井出委員を推薦することで議長に報告いたします。

次に、(15) かすみがうら市健康増進計画策定委員会委員の推薦についてを議題といたします。

委員の任期につきましては、委嘱した日から令和9年3月31日までとなっております。

暫時休憩いたします。 [午後 4時23分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時23分]

ここで、どなたか1名推挙いただけますでしょうか。

○佐藤文雄委員

委員長の櫻井健一委員にお願いします。

○櫻井健一委員長

ただいま佐藤委員から本職を推薦との声でしたが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市健康増進計画策定委員会委員に本職を推薦することで議長に報告いたします。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時24分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 健 一